

# 新潟県中越地震災害義援金配分委員会の設置について

このたびの地震により被災された皆様へのお見舞いとして、県内外から多くの義援金をお寄せいただき厚くお礼申し上げます。

お寄せいただきました義援金につきましては、下記の義援金配分委員会において配分計画を審議・決定し、被災された方々へお届けすることとしております。

〔義援金の流れ〕

義援金受付団体

新潟県

日本赤十字社新潟県支部

新潟県共同募金会

報道機関

義援金を集約

配分委員会

配分計画審議・決定

市町村

被災者

## 新潟県中越大震災義援金配分委員会設置要綱

《平成 17 年 1 月 14 日改正》

（目的）

第 1 条 新潟県中越大震災による被災者に対し、お見舞として県内外から寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分するため、新潟県地域防災計画に基づき、新潟県中 越大震災義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

（配分委員会の構成等）

第 2 条 配分委員会の委員は、次に掲げる団体等の推薦者等をもって構成する。

- (1) 義援金受付団体
- (2) 福祉団体代表
- (3) 被災者代表
- (4) ボランティア代表
- (5) 学識経験者

2 配分委員会にアドバイザーを置く。

（配分委員会の所掌事務）

第 3 条 配分委員会は、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分時期
- (4) 配分方法
- (5) その他必要な事項について

（役員）

第 4 条 配分委員会に会長、副会長をそれぞれ 1 名置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長が委員の中から選出する。

（役員の職務）

第 5 条 会長は、配分委員会を代表し、会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（配分委員会の招集）

第 6 条 会長は、必要の都度配分委員会を招集し、会長が議長となる。

（配分委員会の事務局）

第 7 条 配分委員会の事務局を新潟県福祉保健部福祉保健課内に置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 12 日から適用し、義援金の配分が完了し次第廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 14 日から適用する